

## 平成23年度第3回石狩市行政評価委員会議事録（要点筆記、委員長署名方式）

日 時：平成23年6月3日（金）13：00

場 所：市役所3階 庁議室

出席者：次のとおり

委 員			職 員	
役職	氏 名	出欠	所 属	氏 名
委員長	松井 義孝	○	(事務局) 企画経済部長	佐々木 隆哉
副委員長	長谷部 清	○	(事務局) 企画課長	松 田 裕
委員	岩崎 雄三	○	(事務局) 企画課企画担当主査	佐々木 大樹
委員	堀内 秀和	○	(事務局) 企画課企画担当	笠 井 剛
委員	堀 弘子	○	環境室長	有 田 英 之
			建築課長	佐々木 努
			管理課長	本 間 孝 之
			都市整備課長	青 木 雅 俊
			参事 (魚つきの森プロジェクト担当)	清 水 雅 季
			厚田支所地域振興課長	高 田 靖 仁
			管理課開発・管理担当主査	福 田 正 人

傍聴人：0名

### 1 開会

【事務局：佐々木主査】

お疲れさまです。本日も前回同様勉強会ということで、各施策の各事業の担当する課長・主査にお越しいただいておりますので、それぞれ事業の簡単な概要と、事前の質問に対する回答を説明していただき、その後、意見交換というような形で進めていきたいと思いません。委員長よろしくお願ひします。

### 2 質疑

【松井委員長】

本日は、『景観づくりの推進』と『公園・緑地・水辺の整備』となります。先に、『景観づくりの推進』について、事業の概要と事前の質問に対する回答をまとめてご説明をお願ひいたします。それでは、よろしくお願ひいたします。

#### 「景観づくりの推進」

【佐々木 建築課長】

建築課の佐々木と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは、『屋外広告物簡易除却事務』の事業内容についてご説明いたします。

この事業は屋外広告物法に基づく北海道屋外広告物条例に違反する広告物のうち、例えば電柱に張り紙とか張り札などの簡易なものについて、市職員が年一回、一斉に除却を行う事業でございます。

続きまして、1点目のご質問の「簡易とはどういう意味か」についてですが、屋外広告物簡易除去の簡易という部分を捉えてのご質問かと思えます。簡易というのは北海道の屋外広告物条例に違反する広告物、そのうち張り紙とか、張り札とか広告の旗、立て看板などの簡易な物件について、道条例第7条第4項に基づいての除却を行うというもので、いろいろな手続きを必要としないもので、職員が電柱から、へらで、はがして処理できるというレベルのものを簡易という事で扱っております。

2点目の「違反広告物の具体的な除去方法について」というご質問ですが、これは職員が数名、年1回電柱とか街路灯などに設置された張り紙や看板などを除却するという方法であります。

3点目の「違法広告板について、同様の選挙後のポスター看板などが残っていますが、それらの扱いはどのように考えておりますか」というご質問ですが、これに関しましては、北海道の屋外広告物条例では、他の法令の規定により表示または設置するものを適用除外とする規定になってございまして、選挙看板等は公職選挙法などの規定により設置されたもののため、屋外広告物除却の対象としておりません。これらは、まず選挙の際に指定された場所に一斉にビラ張り、終わったら業者が全部片付けています。仰っているのは政党の看板とか、そういったものが残っている場所があるのではないかということと思えますが、それらにつきましては、勝手に取るわけに行かないという事で、選挙管理委員会等に苦情があった場合、政党などに連絡をして撤去してもらう様な手続きをしているとのことですので、選挙のポスターに関しては、屋外広告物の扱いとは別の扱いになるという事でご承知置き願いたいと思えます。

4点目の「違法な広告物とありますが、その違法性とはどの法律でどのような処理をされているのか」というご質問ですが、これについては、先ほど説明した部分と重複いたしますが、屋外広告物法に基づく北海道屋外広告物条例により広告物を掲載することを禁止する、例えば、地域、場所、物件及び許可が必要な場所が定められております。また、これらの規定に違反した物件については許可の取り消しや、設置停止命令、除却命令、その他の措置が規定されております。

ただし、石狩市におきましては、北海道からの権限移譲によりまして、屋外広告物条例第7条第4項の規定に基づき、簡易な張り紙・張り札の除去を行っております。それ以外については、北海道の管轄という事になっております。ご質問への回答は以上です。

#### 【有田 環境室長】

環境課の有田です。私の方からは、『自然保護推進事業』と『海浜植物保全事業』の2事業について、ご説明いたします。

まず、『自然推進事業』につきましては、地域全般の自然環境保全という事で、石狩浜については、海浜植物保護センターが、その目的を持ってやっている施設です。それを除く部分、水面から森林、山脈まで幅広いエリアを市の推進事業として扱っています。

次に、『海浜植物保全事業』につきましては、保護地区は、旧石狩時代では、石狩市に面し

ている海辺の石狩湾新港の掘りこみ水路から左岸の 7 キロ部分の海浜地が対象でしたが、合併により、厚田、浜益の海岸部分も増えております。

現在は、石狩川左岸に加えて、聚富の右岸地域の海浜、それに隣接する背後地域の部分も把握して保護事業を行っております。

次に、ご質問の「総論・共通事項等」の中で、「展望と継続」についてですが、自然保護推進事業については、基本的には継続して、永続的に市民と市と事業者と連携して保護保全していくことが必要であります。もちろん地域によっては、特定された場所について、目的が達すれば、それで終わる部分もありますが、啓発という意味では、自然がある限り継続していくということでございます。

次に、『自然保護推進事業』での「市民との協働としてどのように対応しているか」というご質問ですが、この事業の対象地域は、全地域が対象となりますが、人が入り込めない地域や、保全についての緊急性があるかどうか、その辺の判断をしながら、現実的には、身近な地域や、立ち入りが可能な地域において、環境課で持っております、市民ボランティア制度にて、協力員を募って、調査あるいは観察会等、市民の啓発等の活動をしています。こういった調査活動員の育成のための研修会等も行いながら、人材育成も含めた事業を進めている状況です。

2 点目の「テーマが大きすぎて具体性を欠いている」というご質問でございますが、括りとしては、自然環境全般という事ですが、実際の中身については、個々の事業があり、以前は事業別に評価シートを作成していたのですが、事業がかなり多岐に渡ることから、大括りでの自然環境保護推進として、まとめた経緯がございます。

また、自然環境の保全については、保全意識の啓発という普遍的な事業と全般に共通した事業という事と、特定の地域等を対象にしたものがございます。これらは、それぞれ目的に応じて実態の把握あるいは保護対策ということを具体的に行っております。

テーマについては、環境基本計画が上位計画書としてありまして、この中に自然については、「人と自然が共生し、生態系が守られた望ましい街」と掲げており、その街の将来像を実現するための施策と考えております。

3 点目の「環境調査の指標で、平成 21 年と平成 22 年で目標が違っている、平成 22 年の実績値がない」というご質問ですが、まず、この調査については、毎年必ずやらなければならない調査ではないということと、調査の実施にあたっては、ボランティアの皆さんと行っておりまして、日程調整をして、人数を集めてから現地の調査に入りますが、天候等によっては、調査自体が実施できない場合もございます。そのほかにも、調査にあたっての資料等も集めなければいけないなどの状況がございます。また、1 か所について、ずっと続けていく調査のほか、場所と年次計画等を作り、例えば、これまでの黄金山やマクンベツなどで、ポイント毎に調査を移してきているものもございます。

現在は、とりあえず身近な部分の調査については、一区切りという事で、今後の調査計画を作っている最中でございます。

4 点目の「具体的なもの、場所の特定」についてですが、事業の実施にあたりましては、今まで申し上げた通りでございますが、観察会については、記念保護樹木巡りをおかねて市内全域をバスで巡る、植生調査については、林道あるいは山道をこれまで調査しています。調査の結果については、データベース化と合わせて、公表できるものについては、パンフ

レット等にまとめて活用されています。

5点目の「データ収集が滞り、保全活動に支障があるという1次評価の要因」についてですが、未調査区域については、生物多様性確保の点から、人が入り込む前に既存調査を行い、実態を把握する必要があるということで、進めてきております。このことから、できるだけ容易に人が入れるところを優先に調査していくこととしており、これが要因の一つとなっています。

次に、『海浜植物保全事業』についてのご質問「重要な環境保全地域の交通遮断について、どのような方法をとられていますか」についてですが、重要な環境保全地域の交通遮断、保護区域の拡大・監視などを行っております。保護区域については、偽木で車が入れないような物理的な排除をしております。未規制地域については、自主的に市と海岸管理者の札幌建設管理部、旧札幌土現と共同で単管とトラロープを設置し、頻繁に侵入されるところについては、ワイヤーロープで車の進入止めを作る、あるいは、啓発用の看板を設置して排除をしておりますが、実際には、ロープをくぐる、切断して侵入など、走行しているのを多数見受けられている状況です。

2点目のご質問、「海浜植物保護センターの利用者数」につきましては、8千人前後から、9千人程度の利用があります。

3点目の「保護センター事業計画の進捗状況」についてですが、保護区域については、規制がされておりますが、自主規制の地域では、旧土現と当センターとそれぞれ区域を分担して行っているわけですが、当センターが受け持っている地域については、侵入は、ほとんど見られず、効果が上がってきております。

ただ、3線側のよくウィンドサーフィンや水上バイクをしている辺りでは、なかなか効果が見えていない状況ですが、以前よりは格段に走行数は目に見えて少なくなってきております。

4点目の「事業の評価シート⑤の意見・要望への対応」についてですが、これら意見・要望に対しましては、海岸管理者、市と隣接する公安管理者、背後の森林管理者と連絡会議を設置しまして、この地域の保全対策についての検討を行っております。

5点目のご質問「監視員の効果」についてですが、例年4月から5月にかけてのハマボウフウの採取防止、観光者の木道から外れて歩く場合の指導、野鳥植物の問い合わせ等に対応しているという状況でございます。

6点目の「一日あたりの走行数の考え方」についてですが、カウンターを置いて、そのカウンター数を調査日数で割ったものでございます。調査日数は、平成21年197日、平成22年189日となっております。

最後のご質問「未規制地域の法令等による規制検討の法令等の種類」についてですが、自然環境保全法、それから自然公園法、道の条例、市の条例があり、規制の根拠になる対処法になると考えております。以上でございます。

**【松井委員長】**

ありがとうございました。ご質問等ございませんか。

【岩崎委員】

再確認したいのですが、電柱は、基本的に北電、N T Tが管理していますね。その責任はないのでしょうか。

【佐々木 建築課長】

今のところ北海道の条例で、「電柱や街路樹には広告物を貼っては駄目」となっています。北海道の条例で撤去することになっていますので、管理的なことについては、今までの中では聞いていません。手続き取っている看板は、お金を払ってやっているはずです。

【岩崎委員】

それは北電にお金が入る。

【佐々木 建築課長】

そうです。

【岩崎委員】

金が入るものについては、許可したから良い、勝手に貼られたものは、北電やN T Tは知らないという話しになりますが、それについては、北海道が除却するという仕組みということですね。

【佐々木 建築課長】

そうです。

【岩崎委員】

権限移譲で除却は市が行っているということは、経費はどうなっていますか。

【佐々木 建築課長】

剥がした枚数によって、1件当たり約1,400円の交付金が入ります。

【岩崎委員】

1年で何枚くらいを剥がしていますか。

【佐々木 建築課長】

平成22年度で、977枚になります。

【堀内委員】

責任の所在が曖昧ですね。仮に違反広告物で事故が起きた場合、誰が責任を取るのでしょうか。道なのか、それとも移譲された市になるのか。

【佐々木 建築課長】

貼った方が分かれば、まずは、その貼った方に責任が生じますが、北海道にも、すぐ剥がさなかったなどの管理責任は問われるかもしれません。

【堀委員】

広告物は、例えば自分のPRをするためのものなので、きっと貼った方が特定できると思うのですが、この枚数を見ると、毎回貼っている方が特定されてくるようにも思うのです。そういうところに対する指導などはないのでしょうか。

市は委託で、剥がすだけですが、道は、剥がしたものに対しての指導などは行っていないのでしょうか。

【佐々木 建築課長】

道から連絡を入れて、指導しています。

【堀委員】

罰則規定はないのでしょうか？

【佐々木 建築課長】

罰則はありません。

【松井委員長】

事業の目的にある「都市景観の保全を図る」というところから言いますと、藤学園の前の交差点に、だいぶ昔の市会議員の広告が並んでいるのですが、出来れば市議の事務局の方が見られて処置をされるなり、指導されるなりがあって良いのではないかと思うのですが。

【堀委員】

名前の看板ですよね。名前の看板は、登録商標もらう際に、場所なども全部記入して選挙管理委員会に届け出ているので、認められた看板となっています。

【松井委員長】

4年くらい前からあるのですが。

【堀委員】

登録商標は3年に1回更新することになっていますので、更新がなければ剥がすことになります。

【松井委員長】

他ございませんか。

**【堀委員】**

『自然保護推進事業』で、先程の説明の中で、いろいろな理由があつて、設定していた目標回数よりも、少なかったとのことですが、年次計画などを立てて調査をしていくと考えた場合に、その目標回数は年次計画にあったものを入れているのではないのでしょうか。平成21年は4回を1回、平成22年は3回を0回となっていますが、この年次計画に基づいたものは、平成21年の1回の段階で、ある程度終わったという風に考えて良いですか。

**【有田 環境室長】**

年次計画というよりは、場所毎に調査を行っており、これは毎年同じところをやっているという事ではないのです。基本的な調査の考え方としましては、1地域2年で考えています。その中で、トータル何回の調査を行うかということになり、場所によっては、1年で終わる場合もありますし、3回としていたところを1回、あるいは、2回で終わる場合もあります。また、未調査の場所で、他の団体の調査結果を入手できればそれに代替するというも行っているわけです。

**【堀委員】**

こういう調査は、調査をする市民のボランティアの方たちとの関わりが大きいと思うのですが、毎年調査していると、ある程度調査のスキルアップにも繋がっていくと思います。途切れてしまうのは、どうなのかなという気がしますが、参加していた方の中からは、そういう声はなかったのでしょうか。

**【有田 環境室長】**

そういう声はないのですが、環境課で行っている調査と、海浜植物保護センターで行っている調査がありますが、調査する人は同じ人たちになります。海浜地域については、毎年、密に調査を行っているので、そういう方たちの調査のスキルアップということ言えば、出来ているのだと思います。

**【松井委員長】**

昨年の行政評価委員会の中で、「自然保護の考え方が曖昧」と指摘されていますが、これについては、どのようにお考えですか。

**【有田 環境室長】**

自然保護の考え方というのは、非常に漠然としていまして、特定の地域であれば、保護するとか利用するなど出来るのですが、行政区域全体の中の自然で考えますと、場所によって、その考え方は異なると言わざるを得ないと思っています。全般としては、守りながら利用していくという事以外ないのではないかと思います。

**【堀委員】**

『海浜植物保全事業』で、「監視員報酬」がありますが、この監視員は何人の方がいらっしゃいますか。

【有田 環境室長】

2人です。

【堀委員】

活動日数はどのくらいでしょうか。

【有田 環境室長】

4月から10月いっぱいまでの7ヶ月間です。

【松井委員長】

石狩市の環境保全の中で、植物系以外の魚介とか動物など、そういう貴重種のようなものに対しては、何か関わったりすることはありますか。

【有田 環境室長】

管理計画を持つような野生動物がいないです。オジロワシ、大鷲、シマフクロウなど、飛来はしますが、ここで生息しているわけではありませんので。

【松井委員長】

厚田、浜益でも同じ状況でしょうか。

【有田 環境室長】

そうですね。日本海側に飛来はします。積丹とかまではきているようです。厚田、浜益については、合併して間もないので実態調査自体がまだ十分にされていないということもありますが、法律に基づく保護計画が必要な野生動物については、現在のところ確認されていません。

【堀内委員】

保全の推進について、実際に植物が再生の道をたどっているとか、乗り入れの車が減ったなど、具体的な成果は出ているのでしょうか。

【有田 環境室長】

はい。単管とロープで囲う前は、車が自由に出入りしていましたが、全部の区域ではないのですが、段階的に囲うことによって、ここ2~3年で半減以下になりました。最初に囲ったのは、石狩海水浴場から石狩斎場までの800メートルくらいの間を囲い、2、3年くらいで激減しまして、浜に車が入り込まないで、海岸通りに車が並ぶようになりました。それまでは植生体の上の全部、駐車場のように使われていました。

【堀内委員】

駐車場を整備することで、もっと効果が期待できるとも思いますが、今のまま、整備しなくても規則的には守られているという認識になりますか。



【事務局：松田課長】

海水浴場の駐車場は、海水浴客のためのものとして、駐車所の整備をしてお金を取ってやっているのですが、その他の場所は、海水浴としては、遊泳禁止のエリアとなっていて、本来泳ぐことのできない場所となっています。そこに環境保護のみを目的として、駐車場を整備してしまうと結果的に、どんどん遊泳禁止エリアに入ってくるなどの違った問題が生じてきてしまいます。

【堀内委員】

道路に止めることに問題はないわけですか。

【有田 環境室長】

問題がないことはないです。

【堀内委員】

しわ寄せ的に問題が出てきているわけですね。総合的にきちんと整理していかないと、ここさえ良ければあとは知らないということにはなりませんよね。

【事務局：松田課長】

シビアに言うと排除していくしかありません。道路の路上駐車を排除するっていう事をするのが適切な対応になってきます。新たに路上駐車の監視員の配置や駐車場を整備するという問題ではなくなってきています。確かに海水浴の最盛期はひどいですね。

【長谷部副委員長】

今の植生の復活といいのでしょうか、それは目に見えるくらいのものでしょうか。

【有田 環境室長】

目に見えるくらいにまで復活しています。車が通らなくなったことで、植物が芽生えてきています。ただ、芽生える前の最初の頃に車が通ったところは、窪地になってしまっていて、その部分では、もう戻らないですね。

【長谷部副委員長】

高山植物なんかは登山した人たちが歩くと、踏みにじられて、そこには復活しないと聞くことがあるんですけど、そういう例と同様のことが言えるのでしょうか。

【有田 環境室長】

海浜については砂なので、車が通ったあと踏み固められるということはないです。車が通らなくなれば、植物が周りから伸びてきて復活はします。ただ、浸食されたら地形は戻らないです。私はクレーターと呼んでいるのですが、車が通った後、砂が掘れて風で浸食され、大きいところは30メートルくらいの、深さが4~5メートルくらいある、本当にクレーター状のすり鉢状の穴が大小40~50箇所はあります。

【松井委員長】

市長も環境を大事にされているという話を聞くのですが、評価シートに記載されている自然環境に関する学習のような取り組みについて、具体的に組み込まれているのですか。

【有田 環境室長】

シーズン中は、現地で観察会を実施しており、保護センターだけでも年間 20 回近くの観察会を行っています。また、海浜の材料を使った環境学習、子ども教育を含めて 20 回程度開催しています。海浜地以外の内陸側については、記念樹木などを含めた自然環境に関する市内全域のバスツアーですとか、保護センターと連携したマクンベツの野鳥観察会などを開催しています。外での活動が出来なくなる冬では、専門家などの方に講師をお願いして研修会を開催しています。

【松井委員長】

お金的にはそういうところにあまり掛かってないようですね。

【有田 環境室長】

講師の方には公的機関や大学の先生など、ほとんどボランティアでやっていただける方が多いです。

【堀委員】

「石狩浜環境保全連絡会議」とありますが、どのような団体で構成されていますか。

【有田 環境室長】

まずは、海岸管理者が北海道なので、その窓口として、旧札幌土現の札幌建設管理部、それから市として保護センター、同じく隣接する港湾区域を管理する新港管理組合、それと保安林の管理者である森林管理署、この 4 者で構成しており、毎年二回ほど現地の状況を見て、保全対策の取り組みなどを行っています。その中で、啓発看板の設置や、柵の強化も行われています。

一昨年になりますが、行政管理局の方から市に「自然をきちんと守ってください」という要望があり、この連絡会議が受け皿となり、保全対策を強化するということで取り組んでいます。その一環として、今後何らかの法規制が必要ではないかという方向で検討を進めております。

【堀内委員】

今後は、海浜植物に影響を与えないように、マリンスポーツが出来る区域の設定や、確保してあげることもなどの対策も必要ではないでしょうか。

【有田 環境室長】

環境室として、そこまでのことは考えていません。

**【堀内委員】**

しかし、そのような対策をすることによって、ある程度の自然環境を守れるという事になると思うのですが。

**【有田 環境室長】**

以前は、海水浴ではなく、駐車場代わりや、サンドバギーであそこを走り周りにくる者たちが乗り入れていたということからも、その人たちに対して、どういう効果があるかというのは見えないところです。

**【松井委員長】**

今、舗装されている道路は、ずっと通行可能なのでしょうか。番屋の湯の方まで続いていますよね。

**【有田 環境室長】**

冬は除雪をしていませんので、雪が積もると通れなくなります。一般通行は開放しています。

**【松井委員長】**

海浜を守るのと、あえて舗装して通って下さいというのは、相反する感じがします。

**【有田 環境室長】**

市道ということで整備されています。また、通行できないようにしてはどうかという提案は何回もいただくのですが、通行できないからと言って、植生帯の中に入るのを止めるかと言ったらそうでもないと思います。港側の方からいくらかでも入り込める状況になっています。車の荷台にサンドバギーを積んできて、港で降ろして、走り回ります。ボランティアの方たちとゴミ拾いに行くことがあるのですが、多い時には、40～50台が砂地のところを走り回っています。

**【堀内委員】**

法規制は無いのですか。

**【有田 環境室長】**

道路法が適用されないので、免許も何もいらないます。

**【堀内委員】**

ハマボウフウ自体はだいぶ減っているのですか。

**【有田 環境室長】**

灯台から先は一切採取禁止となっています。監視員をおいて監視しています。それ以外の港までの間、4キロか5キロ位の間は、ほとんど無いです。4月くらいになると袋とシャ

ベル持って歩いている人がいますけど、たぶん一日歩いて5、6本程度だと思います。

【長谷部副委員長】

市条例などで、採ることを禁じてしまう法律を作るという事は可能でしょうか。

【有田 環境室長】

それは可能です。ただ、4キロもある中をどうやって管理するかという事ですね。

【長谷部副委員長】

無人では法律があつたとしても機能しないですよ。しかし、放っておくと、自然から淘汰されて無くなる、種の保存ができなくなる可能性もあると思いますね。

【有田 環境室長】

種の事で言えば、今の保護区域が約40ヘクタールほどあります。その中は、ハマボウフウも他の植物も採取禁止となっています。密集状態となっていますが、以前は、浜じゅうそういう状態にありました。私共といたしましても、将来的な方向では、何らかの法規制という事も考えてはいるのですが、今の地区では、そこまでの植物の規制とまでは、考えていません。山菜採りは一つの楽しみでもありますので、節度をもって、採りましょうという働きかけをまずは行っていこうと考えています。種も蒔けば出てきますし、長くお互いに、物を採れるようなマナーを持ってということで、保護センターでは、浜に蒔いて下さいと、種を窓口において、配布するという取り組みも行っています。採っていった人は蒔いて行って下さいと。小学生にも環境教育の授業で浜に蒔いて貰ったりしています。

【長谷部副委員長】

今話を聞きますと、事業を展開するにあたって、市の職員の方がだいぶ犠牲的に機能していると思います。もう少し、学校などとの連携で、指導者を作るとか、小・中学校、あるいは、高校生なども巻き込んだ中で、展開が出来ないでしょうか。

そういう教育機関などいろいろな形で継続して、取り組むことで、自然を保護する手助けになってくるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【有田 環境室長】

全校ではないのですが、石狩小学校、石狩中学校をはじめ、小・中学校には、毎年こういう環境教育のメニューがありますという提案をして、現地で環境学習を実施していただいています。我々としては、全小・中学校で取り組んでいただきたいのですが。

【堀内委員】

教育委員会ともっと連携出来れば。

【有田 環境室長】

そうですね。我々も教育委員会には提案しています。校長会・教頭会というものがある

のですが、その場で、こういったメニューがありますという紹介はしています。

**【堀内委員】**

モデル校の設置など、何か出来ないでしょうか。

**【長谷部副委員長】**

実益が上がるのは先でしょうから、継続が大事ですね。ですから、どこかでプッシュして、出来る様な体制が整うといいですね。

**【松井委員長】**

それでは時間となりましたので、これで終了したいと思います。

ありがとうございました。

～ 休憩 ～

**【松井委員長】**

それでは、再開します。『公園・緑地・水辺の整備』について、事業の趣旨や目的を簡単にご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

**「公園・緑地・水辺の整備」**

**【本間 管理課長】**

それでは、施策『公園・緑地・水辺の整備』の各事業について、ご説明させていただきます。所管が複数にまたがっていますので、初めに管理課が所管する事業について、ご説明いたします。

初めに、『河川緑地広場整備事業』についてであります。河川緑地の有効活用と本町八幡地区の方々の触れ合いの場や健康増進などを目的に平成13年度より手作りに近い形でパークゴルフ場の整備を進め平成15年度より本格的にオープンしております。地域住民で組織する「本町八幡パークゴルフ振興協会」が管理運営を行い、市から50万円ほど運営費を交付しております。年間約7千から8千人程度の方々が利用されている施設でございます。

委員からの質問でございますが、「河川緑地広場整備事業でのパークゴルフ場の使用料はかなり安い料金ですが交付金との関係を教えてください」につきましては、市民との協働事業として平成15年から運営しております。調書は17年度となっておりますが、15年度と訂正させて下さい。年間運営費は約130万円程度で、そのうち市からの交付金が50万円、利用者から寄付金という形で約80万円程度を収入と見込んでいるところでございます。

次に、『国有防風保安林管理事務』について、ご説明させていただきます。特に市街地にある3か所の防風保安林について、森林管理署と管理協定を結び防風保安林の適正な維持管理によって、維持保全を図るとともに周辺環境の向上を図っているものでございます。

続きまして、質問の1点目「事業費、保安林の現状について」という事でございますが、保安林の木が倒れて、道路に支障となる木の処理、剪定、またカラスの巣の処理、不法投棄ゴミの処理などの維持管理を行っているところでございます。

2点目のご質問「パトロールの実態・不法投棄の対策効果」については、特段、定期パトロールという形では実施しておりませんが、防風林の中を散策している自然愛護団体ですとか、森林愛護組合などがございまして、そちらの方との情報交換などから現状の状況把握に努めているところであります。また、不法投棄対策として、注意看板やノボリなどを設置しております。

3点目の「平成23年度の予算が増えている」ということですが、カラスの巢の処理費や倒木処理費が年々増加傾向にあるということが増額した理由でございます。

次に、『公園維持管理事業』についてでございますが、市内には150箇所の公園がございまして、これらの公園の管理運営を指定管理者制度に基づき、管理委託しているものであります。委託内容は日常管理としまして、草刈り、清掃樹木の剪定や冬囲いのほか、野球場やテニスコートなどの予約管理などを行っております。

次に、『公園改修事業』については、公園施設のうち老朽化した遊具やフェンスなどの更新や撤去といった比較的規模の大きいものについて対応するための事業です。

ご質問の「遊具やフェンスなどの安全性について、維持管理をどのようにされているか」についてですが、まず、有資格者による、年2回の詳細点検を実施しているほか、日常点検としまして、月2回ほど指定管理者による点検を実施し、安全の確認を行っております。

2点目の「水洗トイレの設置」についてでございますが、現時点においては、新規に公園へのトイレの設置の計画はございません。

3点目の「町内会など関連する関係者の協力はどうか、また町内会などへの経費補助はどうか」という点ですが、これにつきましては、指定管理者より各街区公園のある町内会に公園管理の方を再委託しております。地域の街区公園は地域の町内会の方で管理して頂くと言う様な体制になっております。現在、町内会への管理委託の公園数は78箇所でございます。

4点目の「継続して運営を行うには、何かの指針を示すと、今後の事業の成果が上がる」ということでありますが、現在、野球場・テニスコートと言った施設の利用件数の増加を一つの目標としているところであります。

5点目の「苦情、意見はどのような内容か」という点でございますが、苦情というよりは指摘や要望が比較的多くございまして、カラスの巢があるので撤去してほしい、ゴミが不法に投げられている、施設が少し壊れている、樹木の枝を切してほしい、公園を使っている方のマナーが悪いと言った様なことがその主な内容でございます。

6点目の「石狩市公園管理事業委託の公園数と「はまなすの丘等」はどこですか」というご質問ですが、管理個数は全部で150の公園がございまして、公園管理組合に出しているのは147の公園で、もう一つは、観光協会に「はまなすの丘公園」のほか、「弁天歴史公園」と「親船町緑地」の3箇所を出してございます。

最後のご質問「長寿命計画にかかる経費の予想額」でございますが、公園の長寿命化に要する費用としましては、10年間で約4,000万円を見込んでおります。また、長寿命化を図ったことによるコストの縮減額としては約5億円を見込んでいるところでございます。私からは以上です。

【青木 都市整備課長】

続きまして、『公園整備事業』でございますが、公園利用者に安全で快適な公園環境の確保を図る目的として、地元町内会と調整を図りながら、長寿命化計画に基づいて、緊急度が高い遊具等の改築更新を行っております。

ご質問の「総合計画等の指標の平米数、箇所の主たる具体性を教えてください」ということですが、平米数については、面積が120万平米、55,869人となっております、この面積が都市計画公園の135か所の公園面積となっております、人口の方が都市計画区域内人口で割ったものが、一人当たりの平米数として表現しております。

続きまして、箇所ですが、133箇所から135箇所、2箇所増えたのは、「花川東ハルニレ公園」と「花川東中緑地」となっています。

次に、『公園整備事業』でのご質問「効率性のコメントで全体的に利用者の増加が見込まれるのか」ということですが、過去の整備した公園については、地域・町内会等から利用者が増えているというように聞いていますことから、このように判断しております。

2点目の「公園遊具の老朽化で住民等が談笑できるベンチ・あずまやなどが求められているのでは」とつきましては、地域ごとにニーズが違うことから、ある程度、地域と協議しながら整備を進めてきており、地域ごとに対応が異なっておる現状となっております。

次に、『緑化推進団体支援事業』でございます。これについては、緑化推進団体が3協議会ありまして、その構成団体を通じて緑化推進を図っていくのが目的でございます。

ご質問の「総論・共通事項等」の中で、「展望と継続についての考えを示してほしい」とのことですが、花いっぱい運動は平成9年から実施しており、今後についても継続して行き、自宅で種から育て、植える運動へステップアップしていきたいと考えております。

次に、『花いっぱい運動事業』についてですが、当初は43団体から始まりまして、昨年の平成22年度実績としては、116団体が参加して頂いております。市道の植樹帯公園等・公共施設等の美化を図る目的として運動を実施しております。

ご質問の「総論・共通事項等」の中で、「花いっぱい・緑化の推進にあたって、町内会もしくか推進団体にどのような支援策をとられているのですか」ということですが、活動団体の事務局等を行って、活動の下支えを行っている状況で、町内会への支援策は行っておりません。

1点目と2点目のご質問の「主要な公園への美化活動と助成について」と「平成21年度と平成22年度の試験栽培の結果と見通し」についてですが、今年度は町内会等で9公園に花を植えております。平成21年度と平成22年度の種子からの試験栽培への実施結果でございますが、平成21年度は、開花率が悪く30パーセント台の開花率でございました。平成22年度は、固形の遅行性の肥料を使って試験しております。開花率は今後の状況次第でございますが、良好と予測しております。この成果を周知して、町内会等に試験的に行ってもらいたいと考えております。

3点目の「苗の配布数が少ない」ということですが、基本的には、花いっぱい運動の目的のひとつである、「町内会活動の活性化」を図る意味でも、ご協力をお願いしていきたいと考えております。市の厳しい財政環境から、ご要望に応える予算の確保は、厳しい状況であります。今後、この運動が配布された花を植えて頂く運動から、自分たちで育

てた花を自分たちの地域に植える運動へのステップアップを目指して行きたいと考えております。

4点目の「植樹帯の黒土補充へのシルバー人材センター腐葉土の活用の考え方」ですが、今後、量の確保と配達の方法など、検討して参りたいと考えております。私からは以上です。

【清水 参事（魚つきの森プロジェクト担当）】

それでは、引き続きまして、『あつたふるさとの森事業』について、ご説明申し上げます。

この事業は、厚田の市有地 200 ヘクタールの場所を、地域温暖化・地球温暖化の防止、あるいは生物多様性の保全など、様々な効果を期待して森林として整備しようとするものでございます。

この事業に対するご質問「今後の方向性について」ですが、今後の方向性につきましては、牧草丘陵地になっている現況を森林として再生し、森と海との自然循環の繋がりが体験できるような場にしたいと考えております。この事業評価の中では、具体的な事業として、これまでボランティアによる植林を、大体 1,000 本前後毎年行っているところでございますが、このペースでは 100 年以上かかってしまい、なかなか事業効果が発揮しづらいということもございますので、できるだけ植林をする期間を短縮することで、より効果を、子どもたち、あるいは市民の人に見える形にしたいと考えております。そのためには、やはり民間資金、あるいは国・道の資金の活用を上手くしていかなければ難しいのではないかと考えております。私からは以上です。

【高田 地域振興課長】

私の方から、『厚田の森支援組織サポート事業』についてご説明します。

本事業の支援組織は、あつたの森を支援する会「やまどり」でございまして、平成 20 年 3 月に厚田区の自然を愛する仲間が集いまして、森林セミナーなどの各種体験を通して、森林に対する関心を高め、区内の環境保全、森林の歴史などを市民に伝えながら森林を守る山づくり、森林林業の認識を高めながら、山の素晴らしさを多くの人たちと共有することを目的として誕生しております。

ご質問の「活動状況」についてですが、現在会員数が 60 名で、昨年度、地域づくり基金を活用致しまして、活動に必要な資機材、草刈り機ですとかチェーンソー、クワ、のこぎり、保安棒などを購入しまして、厚田公園内にある生活環境保全保安林などを活動の拠点に、市有林の下草刈りや除間伐・枝打ちや、市との共同事業としまして、厚田公園内の車歩道の草刈り、市が進めている、「あつたふるさとの森事業」では、8,000 平米の土地の保守を行っており、ミズナラ・イタヤカエデ・ネグンドカエデの三種類を合わせて、1,000 本の植樹を行っているところでございます。

ご質問の 2 点目の「厚田地区の関わり」についてですが、区内の森林で十分に管理が行き届いていない市有林をそのまま放置しておくことは出来ないという思いから、この組織が立ち上がりまして、区内の森林保全等に力を注ぎ活動を展開しているという状況でございます。私の方からは以上です。



【松井委員長】

ありがとうございました。

はじめに、『公園整備事業』と『公園維持管理事業』について、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

【松井委員長】

それでは、私の方からお伺いします。

先程、公園の改修事業の中で、長寿命化のコストの説明がありましたが、具体的にどのような考え方なのでしょう。

【青木 都市整備課長】

老朽化が進んで改築する部分に関しては、都市整備課で遊具の取り換え等を行っておりまして、その長寿命化のコストの部分で行きますと、延命化を図る意味での修繕料を年間400万円程度投入して、施設の修繕・改築の更新時期をどんどん伸ばしてライフサイクルコスト的な面で、10年で5億円程度のコスト縮減を図ろうというものです。

【松井委員長】

ブランコとか遊具などですね。フェンスは含まれているのでしょうか。

【本間 管理課長】

フェンスは入っていないです。

【松井委員長】

これは、町内会単位での街区公園も含まれているということですね。

【青木 都市整備課長】

はい、含まれています。

【掘委員】

長寿命化に要する費用としては、10年間で約4,000万円を見込んでいて、長寿命化によるコスト縮減額は、約5億円となるとのことでしたが、コスト縮減額約5億円の考え方について、もう少し分かり易く説明してもらっていいですか。

【本間 管理課長】

例えば、通常管理で15年しか遊具が持たないとした場合に、その間に修繕等を何もしないと、10年後には使用できなくなってしまう。こうなると取り替えなければいけないので、5年に一回ずつ塗装するなどの延命化を図る事によって、その遊具が25年持つようになると。その延命した分のコストを換算すると、10年で約5億といった縮減額が見込めるということになり、5年に一度ずつペンキを塗るなどの延命化を図ることで、経費は、10年間で4,000万円をかけることとなりますが、効果としては、10年で5億円程度の延命

化が図られるということになります。

【岩崎委員】

厚田公園は、その他の公園 15 箇所に入りますか。

【本間 管理課長】

そうです。

【岩崎委員】

その他の公園ということになると、厚田、浜益でどの程度ありますか。

【青木 整備課長】

厚田区で 3 箇所、浜益区で 6 箇所です。

【松井委員長】

長寿命化にあたっては、あつたふるさとの森公園、紅葉山公園などの大きな公園と小さな公園維持管理のお金の抛出の考え方と言うのは違うのでしょうか。同じように一律なのでしょうか。維持管理の予算化する時には、こういう大きな公園は別枠などの考え方はあるのでしょうか。

【本間 管理課長】

別枠というよりも、施設の中の施設ですとか、芝の面積ですとか、管理する施設がそれぞれ違いますので、それに基づいて、一つ一つ積み上げて、ある程度の見込み額を決めるという事です。

【松井委員長】

厚田・浜益の公園と旧石狩市の公園ですとか、そういうような互換というのは、あるのでしょうか。管理の仕方など、一律なののでしょうか。

【本間 管理課長】

基本的に合併後の管理の精度としては同じです。ただ、厚田・浜益の公園というのは、旧石狩市の公園と違い、施設があまりないというのが現状で、厚田の公園では、そのほとんどがキャンプ場をメインとなっており、遊具はそれほどないなど、施設の違いがございます。基本的な管理としては、草刈りなどの通常の日常管理が主となりますので、その精度というのは大体同じです。

【松井委員長】

千本ナラの木がありますが、ああいう林道などは、公園の定義にはまってくるものなののでしょうか。どこで管理しているのでしょうか。

**【本間 管理課長】**

市道、林道で管理を分けています。千本ナラの少し手前には、ポケットパークのようなスペースはあるのですが、林道の位置づけとなっています。

それぞれ道路の林道か市道なのかで、管理をしまして、管理する所管が異なります。

**【長谷部副委員長】**

150 の公園の管理、整備をしている訳ですが、この 150 というのは、人口に關係してのもので、何かの条件のようなもので決められた公園数なのでしょうか。それだけ、経費がかかるわけですから、例えば、人が使わない公園を精査して、更地にしてしまうということが可能なのか分かりませんが、昔から公園になっていたから、そのまま引き継いで、市として管理せざるを得ないものなのか、公園数を減らすことが可能なのかをお聞かせください。

**【福田 管理課開発・管理担当主査】**

公園法という法律があり、都市公園として告示したものは廃止できないことになっていますので、一度公園に指定したものは、その後更地にするとか、売るという事は出来ないようになっています。今後、減るということは、まずないです。公園を守る法律となっていますので。

**【本間 管理課長】**

あとは、いわゆる花川地区は開発行為の歴史ですので、開発行為によって、団地を造成する段階で 3 パーセントの緑地要件ですとか、このくらいの面積には、このくらいの公園を整備しなければならないという公園の配置要件というものがあります。

ある程度、石狩市の市街地の中にある公園としては、一定程度バランスが取れているのかと思います。

**【堀委員】**

『緑化推進団体支援事業』で、石狩歴史の森の植樹のところの事業費のみとなっていますが、花と緑の協議会で花壇コンクールや、花めぐりツアーなどといった事業をしていると思うのですが、これはこの団体が全部負担をしている事業という事ですか。

**【青木 都市整備課長】**

緑の募金により、運営しているのが実態になっております。

**【堀委員】**

どのくらいの金額なのでしょう。

**【青木 都市整備課長】**

平成 22 年度実績で、募金総額としては 44 万円程度となっています。

**【堀委員】**

そういう財源内訳というのは、評価シートに記載されないのでしょうか。

**【青木 都市整備課長】**

市の事業ではなく、花と緑の協議会が実施する事業になりますので、この度の評価シートの事業とは、分けた考え方をしております。

**【堀内委員】**

花川北の公園について、都市計画では、23,500 人の人口が増えるということで、公園を設定していましたよね。それから 30 年経って、現在の少子化、高齢化ということは、この街区公園の役割が全く変わってきています。昔は、それこそ子どもを連れて砂場で、遊具で遊んでいましたが、今は、利用も減ってきていると思います。もう少しニーズに合わせた形での変化をして行かなければ、ただ公園が老朽化したから遊具を取り換えますということにはならないと思うのです。

修繕、改修などにあたっては、地元町内会との調整を図りながら行っているとのことでしたが、いわゆる聞き取りを行ってその地区にあった公園の整備をして行く、形態を変えていくという様な、具体的な整備スケジュール的なものはあるのでしょうか。

**【青木 都市整備課長】**

基本的には長寿命化計画の中で、緊急度が高い遊具などを取り換えて行きます。その際には、町内会と協議させていただいて、遊具の数を減らして、その代わりベンチを付けましょうなどの話し合いの場を持って改築を進めて行くという形です。

**【堀内委員】**

公園の改築については、全然スケジュール的なものが分かりませんよね。何か町内会から連絡して、あそこの公園を改修しようと思うが、意見を聞きたいと言うようなことは現実にやられているのでしょうか。そういうやり取りが無ければ、結局は、いつ改修するのか分からない、気づいたらもうやられてた、いらぬものが出来てしまったということになりかねないですよ。管理している町内会と連動した動きが取れているのかどうか、その辺のスケジュールも含めて町内会が分かる形での意見の聞き取りができていいのかお聞かせ下さい。

**【本間 管理課長】**

市の方から、どうしても、3 年後、4 年後のプランまでは、なかなかお示し出来ないという状況が実情ではあります。ただ、先程言われた様に町内会の方が誰も知らない間に遊具が取り換えられているとか、そういうようなことはありません。必ず公園の改築などの際には、改築などの大小に関わらず、そこの町内会に、まず投げかけて、こういう遊具が今壊れている、これを取り換えようと考えていますが、この遊具に限らず、どういう様なものが良いのでしょうか、と言った聞き取りをしています。また、公園の部分については様々なニーズがあり、花川北は確かに子どもも少なくなっていますが、例えば、子どもは

ないが、お孫さんが来たときに遊ばせるところの公園がほしい、だから児童公園のままでいいという意見や、高齢者ばかりなので、高齢者用の遊具に取り換えてほしい、ベンチだけにしてほしいなど、色々な角度から色々なご意見があるのが、今の公園の状況となっています。ですから、その辺については、十分町内会を通して、ご意見頂いた中で、取り換える遊具ですとか、もしくは場合によってはいらぬという町内会もごございますので、地域と相談させていただきながら、行うという一定のルールといたしましうか、手順を踏むこととしています。

#### 【岩崎委員】

清水参事は、『あつたふるさとの森事業』に関して、平成 22 年度にプロジェクトの専任になったということですか。専任の参事を配置したということは、市として、この事業を重点的に取り組むという考え方になりますか。また、現在の状況はどのようになっていますか。

#### 【清水 参事（魚つきの森プロジェクト担当）】

この事業は、これまでも継続してきた事業で、平成 20 年と平成 21 年に、学識経験者・関係団体、学生の方も入った中で、あつたふるさとの森に関するワークショップを行い、今後どのように、この土地を活用して行くかという議論をしました。その流れにあって、色々な意見をどう具現化するかという中で、民間資金の活用の可能性についての動きがあり、それを活用するためには、どういうスキームで事業を展開するかなど、ある程度の組織固めが必要ではないかということから、新年度 4 月からではなく、もう一歩早いタイミングという主旨で 2 月にこのセッションが立ちあがったところです。これまでのワークショップから出された意見や、これまでの取り組み状況などを踏まえ、事業化に向けて、スタートしていたのですが、ご承知のように、3月に震災がありまして、民間資金の活用について、若干不透明な部分も出てきましたことから、現在は、様子を見ながら進めているという状況にあります。

また、民間資金の活用が出来るか否かによって、事業規模などが、大きく変わって参りますので、事業スピードや、そこに関わる団体の方、民間事業者など、どういう資金フレーム・事業フレームで行くかということが非常に重要になりますので、それを今見極めていくところでもあります。

いずれにしても、民間資金のみに頼ってしまいますと全く進まないという事も無きにしもあらずということで、それも意識しつつ国や道の資金、その他の様々な資金の活用も考えていかないとなりません。まずは、基本となる考え方を固めるための資金計画を模索している最中でございます。

#### 【堀委員】

『厚田の森支援組織サポート事業』についてですが、60 名の方が活動されていて、お話では、参加者は限られた人になってきているということですが、以前、公共交通に関する施策の時にもお話ししたのは、高齢化というのが課題としてありましたが、この事業では、そういう問題はないのでしょうか。

**【高田 地域振興課長】**

全体を見ますと 60 歳以上の方が 6 割から 7 割を占めており、高齢化の状況にあります。

また、参加状況については、シーズンに大体一月くらい活動するのですが、参加する方は、大体 30 名くらい、半分くらいの方は常時出てきて頂いているのですが、残り半分くらいの方は、3 日～4 日という割合です。

**【堀委員】**

この、「やまどり」は、あつたふるさとの森だけではなく、あつたの森林に関する事、全体を考えている会ということでしょうか。

**【高田 地域振興課長】**

あくまでも厚田の森全体です。たまたま、ふるさとの森の事業も立ち上がっているのですが、参画させていただいているのですが、基本的には、まずは、厚田の環境保全林の管理を何とかしましょうということで立ち上がった会になります。

**【堀委員】**

まるっきりボランティアでしょうか。

**【高田 地域振興課長】**

そうです。この事業で 14～15 万円のお金を頂いて、それをガソリン代にするなどの形で活動しております。あとは、市の事業で、いきいきウォーキングという散策コースもございまして、そこの部分の草刈りなどのお手伝いしまして、ガソリン代程度の若干の収入を捻出している状況です。

**【堀委員】**

機材購入は基金からということでしたが、結局、こういう機材を管理しないといけないですとか、使用するためには、燃料なども必要になりますので、メンテナンスも含めて、そういうものに対して、使う分くらいしかないという状況ですか。

**【高田 地域振興課長】**

そうです。

**【長谷部副委員長】**

『花いっぱい運動事業』についてですが、評価シートの事業内容⑤で、実施団体から、苗木の購入・配布数の増加が望まれています。例えば、石狩市のどなたかが、その花の栽培をして、苗の配布をしていただく、多年草にするなど、この辺の手立てをもう少し改善出来ないものではないでしょうか。毎年、同じ取り組み内容という形ではなく、どこかで、方針を変えることが出来れば良いと思うのです。また、予算面でいえば、一般財源 400 万円くらいとなっていますので、今までの半分の面積だけを植え替えにし、残りは多年草にするなど、発想の転換といたしませんでしょうか、実施団体もさることながら、石狩市の種苗の農家さ

んのこともありますので、この事業を一方通行で潰すというわけにはいかないと思うのです。町内会、ボランティアの方たちなどの負担軽減や、経費的に節約出来るなどの改善の余地があるのではないかという気がいたします。

**【青木 都市整備課長】**

多年草については、過去に植えていた時期もあったのですが、経費が高かったと記憶しております。

**【本間 管理課長】**

また、多年草は、花は咲くのですが、開花期間がものすごく短く、背が比較的、高くなります。植樹帯に植えると、交差点の見通しが悪くなる、咲いていない時には、あまり見栄えが良くないということもありまして、平成16年、17年くらいから、それまでは6:4、7:3の割合で、多年草を植えていたのですが、結果的には見栄えが悪い、交通安全上の支障があるなどの問題から、取り止めた経緯がございます。

**【長谷部副委員長】**

経費と言う面を私は重視したものですから、どこかで、発想を変えて、すずらんにしてしまおうとか、何か色々な方法があるのではないかと。私も植物の専門家ではないので、具体的な提案が出来ないのですが、何か考え方などによって、改善できるのではないかと思います。

**【松井委員長】**

石狩のシンボルの花は何ですか。

**【本間 管理課長】**

はまなすです。

**【堀内委員】**

はまなすは、よほどきちんと刈りこまないと大変な事になりますね。

**【本間 管理課長】**

花川北の生協の向かい側に、少し幅広い植樹帯があるのですが、もう競い合うように大きくなっていますね。

**【堀内委員】**

私の町内会でも、花いっぱい運動に参加していますが、町内活動には寄与していますね。60人くらい参加していたと思います。問題は、やはり、植えようとしても、植えるものが無いということですよね。町内会全部でやるとなったら、花が足りないです。用意しても足りないので、よその家で余ったものを貰い植えている状況で、彩りなど、特に計画的にというものではなく、とにかく空いているので、何か植えようという感じですね。

全体的に言えることですが、例えば、5丁目通りは、ラベンダーで揃える、他の幹線道路はひまわりで揃えるなど、もう少し、市から統一的な計画、方針などを打ち出すことで、参加者の意識の統一や、更には、手入れなどの負担軽減にもなると思います。結局、今はボランティア任せとなってしまっていますので、ある地域は、綺麗にされていて、ある地域では、手入れがされていないという状況になっています。

市が統一的な計画など方向性として示すことで、例えば、ここ一帯は、ラベンダーで行きますので、該当する町内会をお願いしますということだけでも、今よりも動く方はいると思いますね。ボランティアというか、やることはそれほど大儀ではないと思っています。ただ、色々と準備することが、大変であって、やることをやれば、労働奉仕は出来ると思います。お金をかけて取り組むわけですから、都市景観的にも、せめて、幹線道路で、例えば、3丁目と5丁目のバス通りくらいは、「綺麗な街だね」と言われるような事業になればと思います。市からどうでしょうかという提案があれば、人材の確保という部分ではそれほど困る事はないと思いますし、問題は、参加する方に対して、やりがいのある運動かどうかだと思います。もう少し、成果が上がるような経費の掛け方ができるのではないかと思いますね。

#### 【長谷部副委員長】

多年草ですと、背が高くなり、交通障害にもなるということであれば、例えば、芝桜みたいな種を植えるなど、どこか1箇所でも景観が揃っている、街並みが揃っているということは景観的に良いと思います。エリアを絞って取り組むということでは、出来るような気がするのですが。

#### 【青木 都市整備課長】

検討させていただきたいと思います。

#### 【堀委員】

『花いっぱい運動事業』は、市民の人たちが自主的にやっていた事を市制記念事業として、市の事業で始めた経緯がありますが、事業継続にあたって、今日まで本当にそれで良いのかどうかという議論がないままに継続してきています。今の予算額は、400万円となっていますが、多い時には、700万～800万円の予算を投じていたと記憶しています。

本当に、この事業を市が継続をして行うのか、根本的なところを議論しなくてはいけない時にきているのではないかと思います。「市民が自主的に行う事業ではないか」ということや、「市が花も土も全部用意して行う事業とするのか」、また、先程、堀内委員もおっしゃったように、植えている花がバラバラですとか、本当に景観が良くなっているのかなど、この先も継続的に行う事業として考えているのであれば、どういう街づくりのために、この『花いっぱい運動事業』が必要なのかということについて、財政的な面を考えても、もう少し、基本的なところをきちんと議論する必要があるのではないかと感じています。

#### 【松井委員長】

『国有防風保安林管理事務』についてですが、これまで、何回も議論されてきたとは思



うのですが、このような防風林の中を市民が散策するなどの活用というのは、なかなか難しいことなのでしょうか。あのような場所を活用しないのは、もったいないなと感じています。

【本間 管理課長】

きちんとした散策路として、整備はしていませんが、あの中には、自然にできた道で、散策できるような状況にはなっています。

【松井委員長】

それこそ、町内会やボランティアなどの方々の活力を利用して、活用するという事は、制度的には可能なのでしょうか。

【本間 管理課長】

可能ですが、「今のあのままの状態を残す」という意見と、「活用する」という意見とがそれぞれありまして、手を加えると言う事になりますと、ある程度、広範囲で議論する場が必要なかなと思います。現在も、部分的には、町内会などの地域の方々によって、ある程度の維持管理をしていただいているという状況もあるのですが、大きく手を加えるということになりますと、賛否それぞれの意見があるのが現実です。

【岩崎委員】

国有防風林を買ってほしいなどの話はあるのでしょうか。

【本間 管理課長】

道路工事などで、必要とする部分だけ購入したいと申し出たことがあります。それであれば、全部買ってくださいとの話しはありました。

【松井委員長】

それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

次回は、6月7日（火）9：00から、この場で、施策『観光の振興』と『青少年の健全育成』についての勉強会を行いますので、宜しくお願いします。ありがとうございました。

平成23年12月16日 議事録確定

石狩市行政評価委員会 委員長 松 井 義 孝